

~~~~~ 公表資料について ~~~~~

・「月末までに採捕された数量」

大臣管理分については、漁業者から農林水産大臣に報告があった採捕数量のうち、当該月末までの採捕に係る分を、知事管理分については、都道府県から水産庁に報告された採捕数量のうち、当該月末までの採捕に係る分を掲載しています。